

第10回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成21年8月7日（金）14:00～15:30
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、椿臨時委員、田付専門委員、山口専門委員
審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、横浜市）
調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）
事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議題 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

5 議事の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について、調査実施者から前回部会において出された意見等に対する回答についてそれぞれ説明が行われた。

これらの説明に対する主な意見等は、以下のとおりである。

<行政記録情報の活用について>

- 海上貨物の輸出入許可件数のうち、約95パーセントが海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）により処理されているが、5大港における当該データの活用の割合が7割程度に留まっている理由は何か。
 - いずれの港湾も輸入については高い割合になっているが、輸出については、税関申告後にコンテナ詰めが行われるケースも多く、その場合には、Sea-NACCSのデータではどのコンテナか不明なこともあることから、相対的に割合が低くなっている。
 - 港湾調査では、貨物の数量は原則として「フレート・トン」によることとされており、容積は1.133立方メートル（40立方フィート）を、重量は1,000キログラムをそれぞれ1トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい方の数値を採ることとなっているが、Sea-NACCSには重量ベースしか入力されていない場合があるなどの理由によるものである。
- 港湾調査にSea-NACCSデータを円滑に活用するため、国土交通省において、品目分類やフレート・トンに関する対応表を作成していないのか。
 - HSコード（貿易統計に係る品目分類）を港湾調査の81品目に変換する対応表については、横浜市等において作成したものがSea-NACCSデータを活用している他の港湾でも使用されている。一方、重量と容積の対応については、梱包等の荷姿の違いによって容積は変わってしまい、一律に重量トンから容積トンを算出することは困難であることから、その実態に応じて港湾管理者において個別に把握することが適当と考えている。

(2) 事務局から答申（案）の朗読及び説明が行われた後、項目ごとに順次審議が行われ、その結果、以下のような意見があり、所要の修正を行うことで部会として了承された。

なお、答申（案）の修正文の表現については、部会長に一任することとされた。

<港湾調査の内容の変更における「理由」について>

○ 「調査対象港湾」については、「平成 11 年以來の抜本的な見直しを行うもの」と記述されているが、「港湾調査対象港湾選定基準」に沿って行うものであり、「抜本的な」という表現は不要ではないか。

→ 誤解のないよう表現を修正。

○ 「報告を求める事項」のなお書きにおける「内貿ユニットロード貨物流動調査」は、過去の実施状況を見ると、必ずしも 5 年周期に実施されていないことから表現を修正すべきではないか。

→ 実態に合わせて表現を修正。

○ 「報告を求める事項」のなお書きについては、他の統計調査等により同じ情報が把握できるという趣旨ではないことから、「おおむね」を「類似の情報が」に修正すべきではないか。

→ 指摘のとおり、表現を修正。

<港湾調査の内容の変更における「今後の課題」について>

○ 行政記録情報等の活用については、既に、Sea-NACCS データを中心に活用に取り組んでいるところであるが、今後とも、報告義務者の負担軽減等の観点から、当該データを活用する港湾の範囲の拡大、Sea-NACCS データの活用の推進等に向けて引き続き検討が必要であると認識しており、答申（案）の当該記述は、そのような趣旨として理解してよいか。

→ そのとおり。

○ 既に行政記録情報等を活用している主要港湾においても、更なる拡大の余地があるとすれば、「主要港湾に留まっていることから」と限定的に記載しない方がよいのではないか。

→ 「主要港湾に留まっていること等から」に修正。

(3) その後、部会審議に際して出された意見（いわゆる部会長報告メモ）について審議が行われ、本調査結果の公表の早期化の観点から、報告が遅延しているもの等について欠測値に係る補完推計手法を適用すること等を検討するよう、部会長から統計委員会に報告することとされた。